

群馬県前橋市中心市街地地域おこし協力隊 募集要項

前橋市の地域活性化を目指したクリエイティブ活動を担う
「ローカライフデザイナー」を募集します。

“上州のからつ風“を生み出す赤城山を望む、群馬県前橋市。市内の「まちなか」活性化を目指すため、地域のプレイヤーとして働く地域おこし協力隊員「ローカライフデザイナー」を募集します。

前橋ビジョン「めぶく。」
2016年8月3日に4000人を超える来場者の前で発表されたこのビジョンは
すべての前橋市民にとっての道標となるよう制定されました。

それから市内の中心市街地、通称まちなかでは、
前橋ビジョン「めぶく。」を市民が体感できるイベントや空間、体験を生み出そうという気運が
高まっています。

そして民間主体のまちづくりを推進するため、市によって「前橋市アーバンデザイン」が策定されました。「GREEN&RELAX」、「デザイン都市」というキーワードをもとに、
デザインの力で前橋のまちなかを面白く、さらには類する地方都市をもっと面白く、という活動
が様々な有志、組織で行われています。

そして近年では、アート・デザインのまちとして、民間の運営するギャラリーやアートフェス
が盛んに実施されるほか、業界の第一線で活躍するクリエイターが手掛けた建築や空間が注目
を浴びています。こうした魅力を外部への発信するため、集客性のあるイベント制作や、PR力
の向上を強化しています。

業務対象エリアは市の核としての記憶を持つ前橋中心市街地「まちなか」。

「ローカライフデザイナー」として、主に下記の取り組みをしていただきます。

- ・投資家と事業主体、建築家やデザイナーら有識者と地域の抱える課題をマッチングさせ、ハードとソフト両面からコーディネートを行う。
- ・郊外の良質な食材生産者や作家の活動、芸術活動を紹介する芽吹きのイベントの企画運営。
- ・まちなかにひっそりとある個性的な個人店の発掘&紹介
- ・遊休不動産の利活用

「やれることはたくさんあります。チャンスもそこら中に転がっています。」

今回はそんな前橋市のビジョン、活動、未来予想図に共感し、
まちなか活性化を担う支援団体と共に地域のプレイヤーとして
働くエネルギーッシュな方を募集いたします。

具体的な業務内容は、あなたの得意なことやスキルを考慮し決定したいと考えています。
前橋市は「子育てしながら働く環境がある都市」としても注目されており、子育て世代の女性
の活躍も期待されています。女性の方のご応募も大歓迎です。

たくさんのご応募お待ちしています！

活動概要	<p>「ローカライフケイナー」として、（一社）前橋まちなかエージェンシーとともに、アートやデザインなどの力を活かしたクリエイティブなまちづくり活動を行い、まちなかにおける地域課題の解決や市内外への魅力の発信などに取り組む。</p>
求める人材	<p>将来にわたってまちづくりに携わる意志を持ち、前橋市のビジョンを理解したうえで、主体的に地域と関わり実践できる方を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来、まちづくりに関わるプレイヤーとして独立を目指している方 ・地域活性化に強い関心を持ち、自ら学び行動できる方 ・このまちに必要な活動を考え実践できる方 ・地域住民や関係者との対話・協働を重視し、連携して取り組める方 ・アートやデザインへの関心が高く、イベントの企画運営を通して地域と県外の両方へ地域の文化振興や価値の生成に貢献できる方
募集対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年1月1日現在で、20歳以上の方 <p>※Uターン希望者、女性の方や家族での移住も大歓迎です</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、都市圏等（地域要件等一定の基準があります）に住所を有し、本市に移住ができる方（地域要件の詳細はお問い合わせください。） ・パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント等）が必須で使いこなせる方 ・Illustrator、Photoshopを一般レベルで使用できる方 ・普通自動車運転免許証をお持ちで、実際に運転ができる方 ・法令等を遵守し、公序良俗に反しない行動ができ、前橋市中心市街地地域おこし協力隊の方針を理解して活動できる方 ・協力隊としての活動が終了した後も本市に居住できる方 ・地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方

【望ましい経験やスキル】

- ・ブランディング、マーケティング、PR、経理、マネジメントの業務に携わった経験がある
- ・文章やイラストの制作が得意でSNSを使って情報発信できる
- ・外国語（英語）が日常会話レベルで話せる
- ・簿記検定、秘書検定資格保有者で実務経験者

	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地建物取引主任者資格保有者で実務経験者 <p>【マインド・姿勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のコミュニティに積極的にとけこむ意欲があり人とのコミュニケーションが好きな方 ・クリエイティブな活動（アート、デザインなど）に興味がある方 ・イベントの企画運営に興味のある方 ・まちづくりに興味がある方、多様性に寛容な方
募集人数	2名
市との雇用 関係	<p>なし</p> <p>※（一社）前橋まちなかエージェンシーの一員として、前橋市が委嘱します。</p>

任用期間	委嘱期間は1年以内とし、必要に応じて最長3年まで更新することができます。
活動場所	前橋市内（ただし、研修等により市外へ出張する場合があります。）
活動時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・（一社）前橋まちなかエージェンシーと協議をすることとし、1ヶ月あたり120時間（6時間×20日）の範囲で調整します。 ・休日は、土・日曜日、祝祭日、年末年始 <p>業務内容等によっては、時間外や休日に勤務することがあります。</p>
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・報償費は、月額266,640円。（前橋市中心市街地地域おこし協力隊実施要綱第7条第1項） <p>※支給時には、源泉所得税が控除されます。ただし、当該月における活動時間が120時間に満たない場合は、実活動時間に応じて算出した額を支給します。</p>
待遇・福利厚生	<p>活動に必要な経費等は、以下の一部助成が可能です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会保険の加入（本人負担分が報償費から差し引かれます） 2 住宅借上料に対する助成 3 車両の燃料費等に対する助成 4 研修等の参加に対する助成 5 その他活動に必要な経費に対する助成 <p>※本人の状況や生活環境によって柔軟に判断できます。</p>

応募方法	<p>「前橋市中心市街地地域おこし協力隊応募用紙」に必要事項を記入のうえ、必要書類とともに前橋市産業経済部にぎわい商業課（〒371-0023 前橋市本町二丁目12番1号）あてにメール（nigiwai@city.maebashi.gunma.jp）または郵送、または直接提出してください。</p> <p>必要書類（提出された書類は返却いたしません）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)応募用紙 (2)住民票抄本（住所・氏名・生年月日・性別がわかるもの） (3)自動車運転免許証の写し (4)顔写真付き履歴書（過去の職歴等が分かるもの・任意書式）
応募受付期間	令和7年10月10日（金）～10月17日（金）【必着】
審査方法	<p>選考方法</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 1次審査（書類審査） <p>提出された書類による書類選考。合否をメールで通知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (2) 2次審査（面接審査） <p>1次選考合格者を対象に面接審査を実施。</p> <p>※日程、面接方法については要相談。</p> <p>※募集にかかる経費（書類作成費、交通費等）については、個人負担となります。</p>
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・市担当課である産業経済部にぎわい商業課商業振興係と連携を図るものとし、月に1回以上、隊員の活動等に関する意見交換を行います。 ・市からの依頼に基づき、会議等に出席することがあります。 ・委嘱式は、10月31日（金）13時30分からを予定。
問い合わせ先	<p>【前橋市担当課】</p> <p>前橋市 産業経済部 にぎわい商業課 商業振興係 〒371-0023 前橋市本町二丁目12番1号 TEL：027-210-2188 Email：nigiwai@city.maebashi.gunma.jp</p> <p>【インターナン受入団体】</p> <p>(一社) 前橋まちなかエージェンシー</p>

	〒371-0022 前橋市千代田町二丁目10番2号 TEL : 027-212-2117 Email : info@machinaka.agency
--	---

地方公務員法

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者